

熊本市動植物園施設等ネーミングライツパートナー募集要領

1 目的

熊本市動植物園内に整備する木育を目的とした遊具について、ネーミングライツ事業を導入することにより、当該施設の魅力向上及び利用促進を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的として、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称

熊本市動植物園内遊具（木育施設）

(2) 設置場所・仕様

市が指定する遊具付近の 1 箇所（別表）

サイズは原則として縦 35cm 以内、横 180cm（別表）

デザインや色彩は事前に市の承認を得るものとし、景観を損なわないものとする。

(3) 施設概要

本施設は、木材のぬくもりや特性を活かした遊具であり、子どもたちが遊びを通じて木に親しむ「木育」を目的とした施設です。（別紙）

(4) 供用開始予定

令和 8 年 11 月中旬頃

3 ネーミングライツパートナーにとってのメリット

(1) 命名した愛称が、園内案内等において広く使用されます。

(2) 園内利用者に対して継続的に企業名等の認知向上が期待できます。

(3) 対象施設において愛称表示（看板等）を行うことができます。

4 募集内容

(1) 命名権料

年額 50 万円以上（税込）

(2) 命名権付与期間

契約締結日から 5 年間

(3) 愛称の条件

親しみやすく分かりやすいもの

施設の目的（木育）及び公共性に配慮したもの

公序良俗に反しないもの

(4) 愛称変更の禁止

契約期間中は、原則として愛称の変更はできません。

(5) 費用負担

看板本体は市において事前に設置済み。

なお、愛称表示（看板への表記、貼付、更新等）については、命名権者の負担に

より実施するものとします。

5 応募資格

次の事項にすべて該当する法人で、ネーミングライツパートナーになることを希望する法人は応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 熊本市公告事業掲載基準第 4 条に該当する業種又は事業者でないこと
- (3) 熊本県内に本社または営業所等があること
- (4) 公租公課の滞納がないこと

6 応募の手続き

- (1) 応募に必要な書類（官公署発行の書類は申請時から 3 ヶ月以内に発行のもの）
要綱別記様式第 1 号に基づく応募申請書等一式

- (2) 応募方法及び提出先

応募に必要な書類一式を下記提出先まで持参により提出してください。

提出先 〒862-0911 熊本市東区健軍 5-14-2

熊本市動植物園

TEL：096-368-4416 FAX：096-365-5671

- (3) 募集期間

令和 8 年 8 月 13 日（木）から令和 8 年 8 月 27 日（木）まで

ただし、午前 9 時から午後 5 時までを受付時間とします。

- (4) 応募にあたっての注意点

ア 提出書類一式を 5 部（正本 1 部、副本 4 部（写しで可））提出してください。

イ 官公庁が発行する書類は提出時の 3 ヶ月以内に発行されたものに限りです。

ウ 応募に必要な書類以外に、書類の追加提出をお願いすることがあります。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 応募書類の提出のために要する経費は応募者の負担とします。

カ 提出された書類は熊本市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する恐れのある情報は不開示とします。

7 質問の受付及び回答

募集要領等の内容についての質問がある場合は、次のとおり受け付けます。質問は電子メールのみで受け付けます。

- (1) 受付期間

令和 8 年 8 月 13 日（木）から令和 8 年 8 月 20 日（木）まで

- (2) 質問方法

質問書に必要事項を記入し、次の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：doushokubutsuen@city.kumamoto.lg.jp

- (3) 質問に対する回答方法

質問に対しての回答は、令和 8 年 8 月 25 日（火）に熊本市のホームページに掲載します。原則として質問者に直接回答することはありません。

8 優先交渉者の選定

- (1) 熊本市動植物園施設等ネーミングライツパートナー選定審査会において、応募内容について総合的に審査し、優先交渉者を選定します。

【選考基準】（配点は 100 点満点）

審査項目	配点	審査内容
①応募金額	40 点	応募金額が最も高額な者を 1 位（40 点）とし、2 位以下はその金額を 1 位の金額で除した率を配点に乗じた点数とする。（小数点以下は四捨五入）
②愛称の適切性	20 点	愛称は、わかりやすいか、親しみやすいか、呼びやすいか、遊具や園のイメージを著しく損なう名称ではないか。
③パートナーとしての適格性	20 点	地域貢献の実績、社会的信用、事業の安定性、応募動機等
④園の魅力向上に資する提案	20 点	命名権料の支払い以外に、園の活性化に資する提案があるか。（例：園内イベントへの協力、自社製品の寄贈、親子向けワークショップの開催など）

※①応募金額の配点計算例

A 社 100 万円、B 社 80 万円、C 社 50 万円の場合

A 社の点数 40 点

B 社の点数 $80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円} \times 40 \text{ 点} = \underline{32 \text{ 点}}$

C 社の点数 $50 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円} \times 40 \text{ 点} = \underline{20 \text{ 点}}$

- (2) 応募者が 1 者であっても、選定審査会においてネーミングライツパートナーとして相応しいかどうか審査を行います。
- (3) 市は、優先交渉者との協議を行ったうえで、市長がネーミングライツパートナーを決定し、施設の愛称、法人名、ネーミングライツ料等を公表します。
- 優先交渉者に選定されなかった応募者については、法人名等の公表は行いません。

9 契約の締結

- (1) ネーミングライツパートナー決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。
- (2) ネーミングライツパートナーは、契約期間満了の際に市と次期契約について優先的に交渉を行うことができます。その際、今回の応募にあたっての提出書類に準じた書類の提出をお願いすることがあります。

10 ネーミングライツ開始までのスケジュール

	日 程	備 考
募集期間	令和 8 年 8 月 13 日～ 令和 8 年 8 月 27 日まで	

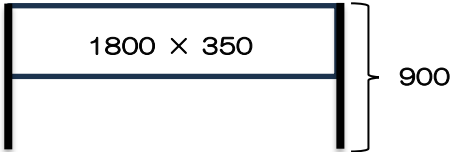
選定審査会（ヒアリング）	令和 8 年 10 月上旬予定	日時、会場等は後日お知らせします。
優先交渉者の決定	令和 8 年 10 月中旬予定	結果は文書にてお知らせします
ネーミングライツ開始	令和 8 年 11 月中旬予定	

別表



イメージ





支柱：アルミ押出形材
 着色：アルマイト クリア塗装
 FB パネル： t 2.0 アルミ板合成樹脂焼付塗装